

四日市市告示第 545 号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年 3 月 27 日三重県条例第 7 号）第 72 条の 4 第 2 項に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 10 月 24 日

四日市市長 森 智広

1. 発表事項

四日市市所有地における地下水汚染について

2. 発表内容

令和 5 年 10 月 23 日、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 4 第 1 項に基づき、四日市市（諏訪町 1 番 5 号 四日市市長 森智広）から、けいりん事業課所管地（四日市市大字羽津字古新田 2816 番 1）において、地下水汚染を発見した旨の届出がありました。

届出によると、当該地において自主的に土壌及び地下水を調査したところ「クロロエチレン」が地下水基準を超過しました。当該地では過去に事業所が立地していましたが、使用履歴は不明であり、四日市市が土地を取得した後も使用履歴はないことから、汚染原因は不明です。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

<地下水>

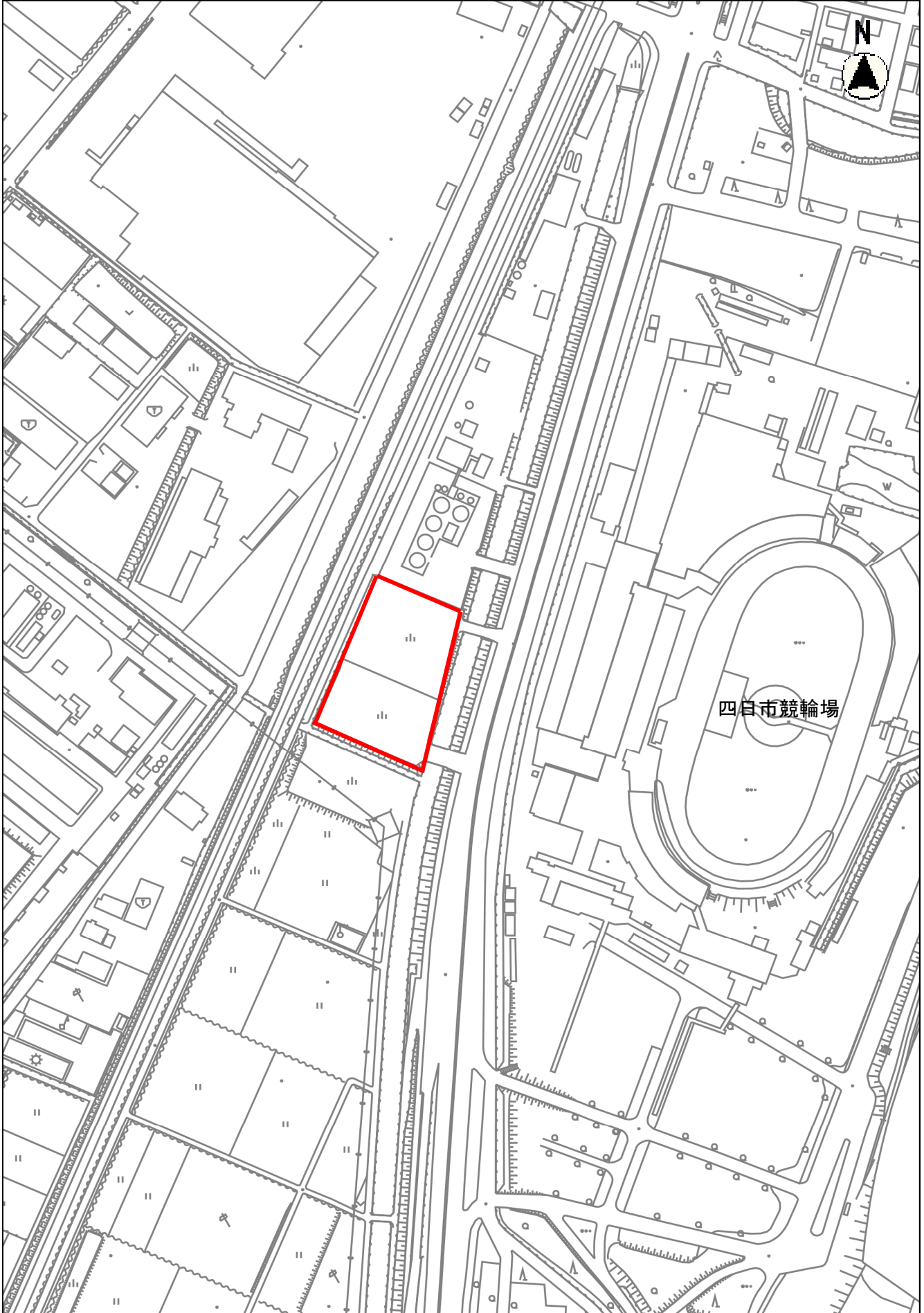
物質名	最大検出濃度 (地下水基準の倍数)	地下水基準
クロロエチレン	0.038mg/L (19 倍)	0.002mg/L

3. 対応方針

- (1) 10 月 24 日に現地確認を行います。
- (2) 地下水モニタリングを継続して実施するように、けいりん事業課に指導済みです。
- (3) 地下水汚染が到達する可能性のある範囲において環境政策課が井戸の有無を調査します。

(環境部環境政策課)

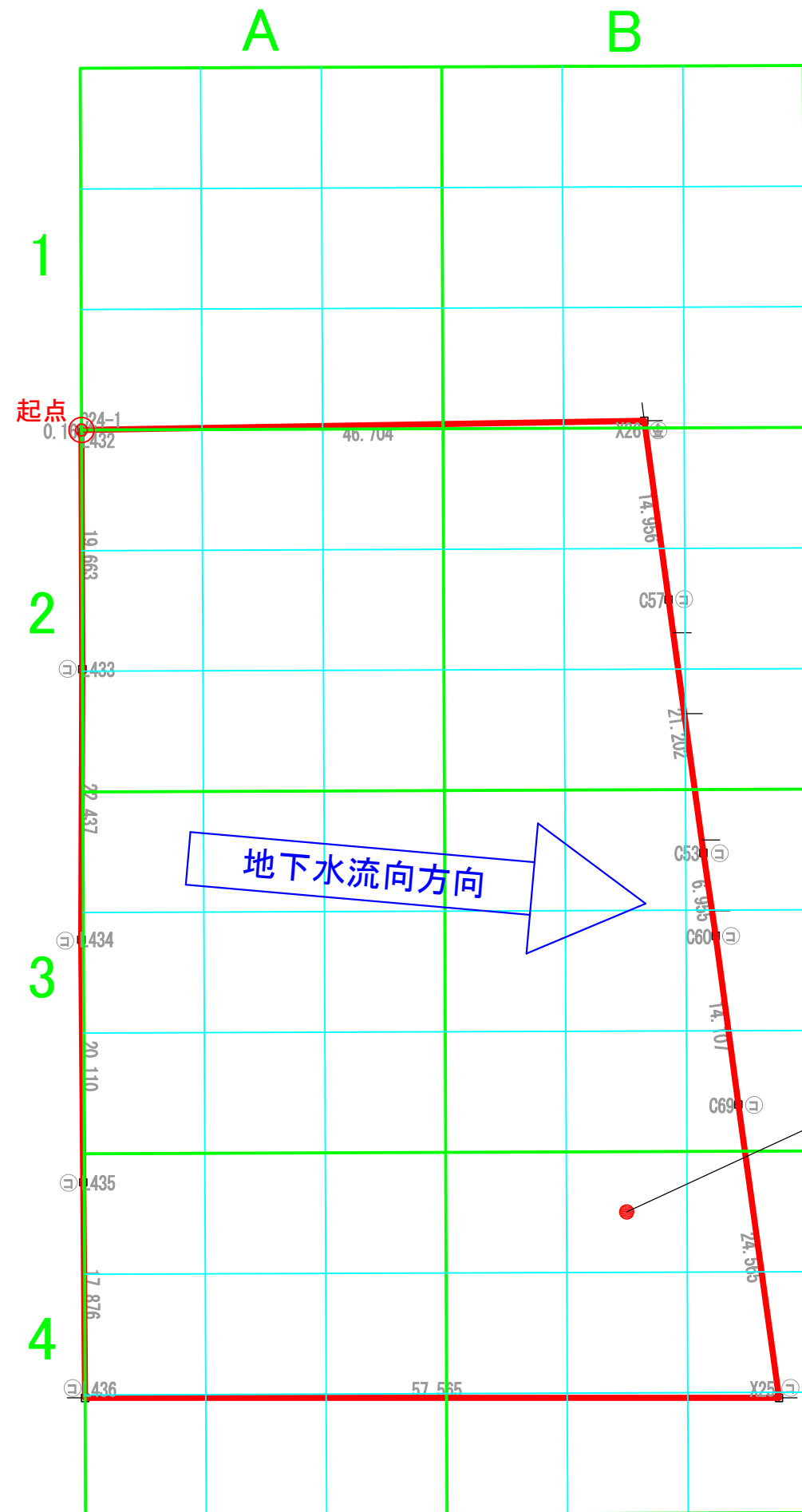
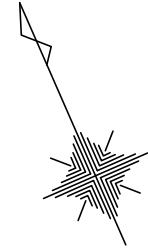
地形図



縮尺 1 : 2500

2015105 0 10 20 30 40 50 60 70 80

この地図は三重県総合事務組合の承認を得て、  
同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図」を使用し、



凡 例

- : 調査対象地 (当該所管地)
- : 30m格子
- : 10m格子
- : 地下水調査地点

			A	
1	1	2	3	
1	4	5	6	: 単位区画番号 (名称例 A1-9)
1	7	8	9	